

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月21日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第23号

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市税条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第16条軽自動車税（種別割）の表中「(種別割)」を削る。

第43号様式中

「

送達を受けるべき者の氏名	住(居)所	
	氏名	
送達する書類名		
注意事項	地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の書類を受領しないときは、下記の日書類の送達があったものとみなされます。 年 月 日	

」

を

「

送達を受けるべき者の氏名	氏名	
	送達する書類番号	
注意事項	地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の書類を受領しないときは、下記の日書類の送達があったものとみなされます。 年 月 日	

」

に改める。

第82号様式その1中「(種別割)」を削る。

第82号様式その2中「(種別割)」及び「FAX 0250-62-2521」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第16条、第82号様式その1及び第82号様式その2の規定は、令和8年4月1日から適用する。